平成２２年（フ）第２４３号
千葉県松戸市三矢小台５丁目16番地の４三矢小台市営住宅２―402号
債務者　矢島　理絵
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６３号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目７番13号
債務者　木村　幸洋
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１８号
千葉県松戸市五香４丁目44番地の１　サンアトレ201号
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４５号
千葉県柏市加賀１丁目８番４号
債務者　清澤　　優
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４８号
千葉県柏市酒井根４丁目１番23号セジュール小倉105号
債務者　新井麻由美（旧姓沓脱）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５２号
千葉県柏市大島田146番地８
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７７号
千葉県柏市東中新宿２丁目６番29号
債務者　櫻井　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４３号
福井市片粕町第27号38番地
債務者　有賀　律子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
長野市大字安茂里863番地　エルシャンテ206、前住所長野市稲里町下氷鉋1439番地サンハイツアオキＢ202
債務者　雨宮　泰豪
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
長野市大字三輪1239番地２　県営住宅柳町団地１号棟0504号
債務者　渡辺　和憲
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
長野県伊那市西箕輪4551番地３
債務者　山田　健児
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３５１号
兵庫県尼崎市次屋１丁目29番８号ミラパレス次屋302号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番２―712号
債務者　山元　篤史
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８１号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番15―303号
債務者　廣岡　泰三
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０４号
兵庫県西宮市段上町３丁目８番21号山田文化103号
債務者　橋本　ヱミ（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番４―811号
債務者　重栖　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目１―21　プラマーＩ番館401、住民票上の住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番１―304号
債務者　本山　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市浜松原町６番３―93号
債務者　中西　愛子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８７号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番７―203号
債務者　永田由美子（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部